



abe | ABE, ROCHA NETO, TAPARELLI E GARCEZ
ADVOCADOS

ブラジルと日本の文化の違いと モラハラ・セクハラの問題

カルガノ・マルセロ

自己紹介

＜名前＞マルセロ・カルガノ

＜経歴＞

サンパウロ大学**法学部**卒業

サンパウロ大学**コミュニケーション学部**卒業

大阪大学**人間科学研究科**修士課程卒業

大阪大学**法学部**にて交換留学

アベ法律事務所で**弁護士**に就任

＜専門分野＞

行政法・民法・戦略的争訟

ハラスメントを取り巻く世界の情勢

- ・ 日本では、毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」があり、動画やポスターなどを通してセクハラを防止しようとする活動が行われている。
- ・ 世界を巻き込んで大騒ぎになった#Metooというハッシュタグが出回り、発端となつたアメリカだけでなくブラジルや日本でも、少しずつハラスメントを告発する声が上がり始めた。

容認行為の変化: 映画業界の例



ハーヴェイ・ウェイン斯坦

- 2017年10月、『ニューヨーク・タイムズ』と『ニュー・ヨーカー』は、1ダース以上の女性がハーヴェイ・ウェイン斯坦のセクシャルハラスメントと強姦を告発したと報じた。
- さらに、映画業界に従事する80人以上の女性がウェイン斯坦に対して告発を行った。
- ウェイン斯坦は自身の会社やアカデミーから追放され、公の場から姿を消した。
- 彼の罪の捜査はロサンゼルス、ニューヨーク、そしてロンドンで執り行われた。
- 2018年5月25日にウェイン斯坦は逮捕された。

容認行為の変化: 日本の政治家の例



福田淳一前財務次官

日本の政治家の例

- 2018年4月に『週刊新潮』は、飲食店で一対一だった女性記者に対する福田淳一前財務次官のセクハラ発言を報じた。
- この女性記者へのセクハラ疑惑を受けて、福田前次官は辞任した。
- 財務省は会見で「セクハラ行為は被害女性の人権を侵害する行為で、**決して許されるものではない**と考える」と謝罪しました。

容認行為の変化

- ・ ハラスメントは法的な罰則だけでなく、**当人の評判や職務への深刻なリスク**を及ぼすことがある。
- ・ 企業はハラスメントの支援者として見られるのを避けるために、企業は大きな損害を被っている。
- ・ 2018年にアメリカの大企業の300人以上の役員が、セクハラの告発により解雇された。

容認行為の変化

「役員や顧問は、自身の組織に対して想定される他のリスクと同じリスクに、ハラスメントによって直面し始めている」

Kaye Foster-Cheek,

ジョンソン・エンド・ジョンソン 人事部の元マネージャー

テーマ選定の背景

- ・ ブラジルと日本の文化差により、勘違いが起
こる可能性が高い
- ・ ブラジルで、日系企業でのセクハラ・モラハラ
のケースが多い
- ・ 物差しが人それぞれで違うため、何がハラス
メントか、何がそうではないかが曖昧

文化の違いによる衝撃

ブラジルと日本は容認行為の認識には差がある

<例>

- ベイジーニョ: いつも受け入れられるとは限らない！
- 適切は服装の定義も常に変化する！

容認行為の変化+文化の違い
=不一致が生じる可能性が豊富にある

文化の違いのワナ

- ブラジルでボディタッチは日本より一般的だから、**ワナ**になる可能性がある。
- 仲間意識のある先輩や同僚なら、肩や背中を触られても平気であるが、職場で肩を触ってもいい関係性はブラジルでも明確な線引きはできないから、触らないほうがいい場合もある。

今日の発表の目的

例を提示しながら、
セクハラ・モラハラガイドラインをチェックし、
その問題を防止するための措置を提供する

モラハラ(モラルハラスメント)

何でパワハラではないの？

マタハラ
パワハラ
セクハラ

セクハラ (Assédio Sexual)
モラハラ (Assédio Moral)

日本では「セクハラ」・「パワハラ」・「マタハラ」という3つのハラスメントを議論しているが、ブラジルの法律上ではそれらは「セクハラ」と「モラハラ」と定義される。

「パワハラ」と「モラハラ」の違い

- ・ パワハラもモラハラも、職場での「いじめ」や「嫌がらせ」といった形でのハラスメントである。
- ・ ただし、パワハラは権力や地位、能力などの力関係を伴う威圧的なハラスメントを指し、モラハラは力関係を伴わず、精神的な暴力が続くものといった違いがある。
- ・ モラハラは、上司から部下に対して行われるのが一般的だが、同僚間で、そして、部下から上司へのモラハラが行われる可能性もある。

モラハラの定義

<日本での定義>

- 言葉や態度による精神的な嫌がらせや虐待。
(明鏡国語辞典 第二版、2010)

<ブラジルでの定義>

- 同じ職場で働く者に対して、職務上で適切な範囲を超えて、**長期的で連続的に**、精神的苦痛を与える行為
- 職場環境を悪化させ、**労働者の尊厳や心理的完全性に害を与える行為**

モラハラとは？

- モラハラは、通常、**性的意味合いを伴わない**行為によって表現される。
- 屈辱的な行為や威嚇された人が脅迫されたと感じる特徴がある。
- 具体的には、相手を無視したり、暴言を吐いたり、にらみつけたり、嫌みを言ったり、嫌がらせをしたり、馬鹿にしたり、して相手を貶めたり、不機嫌にふるまつたりする言動をとることである。
- 攻撃の1つ1つは小規模といえるかもしれないが、体系的に実践すると破壊的である可能性がある。

モラハラとは？

- ・ 最も一般的なモラハラの形態は、権力を乱用し、上位から下位へ行われるものである。
- ・ ただし、同僚間、さらには部下から上司に対して行われるものも含まれる。
- ・ モラハラを特徴付ける最も重要な要件は、モラハラ行為者又は被害者の地位関係ではなく、職場での連続的で屈辱的な状況である。

モラハラと精神的損害

モラハラは行為の繰り返し/永続性を前提としているが、精神的損害を賠償するために、単一の行為でも精神的損害を訴えることができる！

労働条件の意図的な悪化例

- ・ 常に被害者の意思決定や仕事を批判する
- ・ 相手のリソース(能力、時間など)を明らかに上回るノルマを課す
- ・ ノルマが達成できない場合、人前でノルマ未達成をあげつらったり執拗責める
- ・ 休憩を与えない
- ・ 被害者の作業の実行に関連する情報を送信しない、又は故意にエラーを引き起こす
- ・ 被害者の作業の実行に必要な機器へのアクセスを奪う
- ・ 屈辱的な仕事を渡す
- ・ 意図的に短すぎる時間で業務の遂行を求める
- ・ 被害者に通常の業務を割り当てない、簡単な仕事のみを延々とやらせる
- ・ 被害者の昇進を妨げる
- ・ 与える指示を故意に変える

人間関係からの孤立化

- 意図的に被害者の存在を無視すること、被害者に挨拶しないこと、他の同僚の前で被害者に話をしないことなど。
- 被害者との直接的なコミュニケーションを避けること。
- 仲間外れなどを通して、職場で物理的に同僚から孤立させること。

尊厳の侵害

- 被害者についての良くない噂を広める
- 被害者の健康問題を無視する
- 被害者の私生活を批判する
- トイレの時間や回数を制限する
- 被害者が欠席する際、皮肉的なコメントをする
- 被害者の意見を無視か当てこすりする
- 被害者に対する軽蔑を示す行動をする
- 被害者の学力や能力を否定する

言葉の暴力・身体的な暴力

<言葉の暴力>

- 人前で激しい叱責をする
- 被害者の外見に関する暴言
「こんなに太っていたら、動けないだろう」、「今日からお前のあだ名はトドだな」
- 被害者の能力に関する暴言
「こんなこともできないのか、小学生でもできるぞ」

<身体的な暴力>

- 椅子を蹴り飛ばす
- ボールペンで頭をたたく

ガブリエラの例

- 銀行は上級労働裁判所(TST)に、モラハラを受けた女性に3万レアルを賠償するよう命じられた。
- ジョルジエ・アマードという作家の「ガブリエラ」という人物のように、被害者は上司に「マネージャー・ガブリエラ」と呼ばれていた。
- 作品を参照し、被害者が目標を達成するために無能だったとほのめかしたのである。

カバの例

- ・ スーパーマーケットチェーンは、体重による差別を受けた女性に1万レアルを賠償するよう命じられた。
- ・ スーパーのフロントにあったカバのおもちゃに彼女の名前が書かれた。さらに、複数人の目撃者によると、被害者は体重に関する冗談も常に言われていた。
- ・ 事件の裁判官は、スーパーマーケットが従業員によるこれらの行為を抑止するための強固な措置を取らなかつたため、職場環境を守らなかつたと判断した。

処罰の隅の例

- ・ アパレルメーカーが2015年に、目標に達していない従業員が残っていた「処罰の隅」に移住した従業員に6千レアルの賠償を支払うようTSTから命じられた。
- ・ 同じ従業員が、トイレの使用に関する制限されていた。

HIVの例

- 銀行は、第10地区の地方労働裁判所によつて、600万レアルの賠償を支払うことを命じられた。
- 銀行がストライカーに対する報復をし、HIVのある従業員も孤立させたのである。

肛門集団検診の例

- 入社のための身体検査で痔をチェックするための肛門集団検診をしていったバス会社は、リオ・デ・ジャネイロの地方労働裁判所により被害者に8千レアル（給与の10倍）を賠償するよう命じられた。
- 検診は、医師の部屋で、2人の従業員や他の候補者の前で行われた。
- ドライバーは、検査時に同僚の前で徹底的な肛門の検診を受けることを余儀なくされ、恥ずかしさと屈辱を感じたが、検診を拒否した場合雇用されなくなるため、拒否することができなかつたと述べた。

モラハラの法律上の定義

- ・ モラハラは依然として、ブラジルの法律制度の一部ではない。
- ・ 特定な法律が存在しないにも関わらず、労働裁判所は、ブラジル憲法の「人間の尊厳の原則」(第1条3項)や名誉(第5条10項)と健康の権利(第6条)に基づいて判決を下している。
- ・ モラハラは、犯罪行為としてみなすことができる。嫌がらせをする者は、名誉に対する犯罪や権威の乱用という罪に問われるのだ。

セクハラ(セクシャルハラスメント)

セクハラの定義

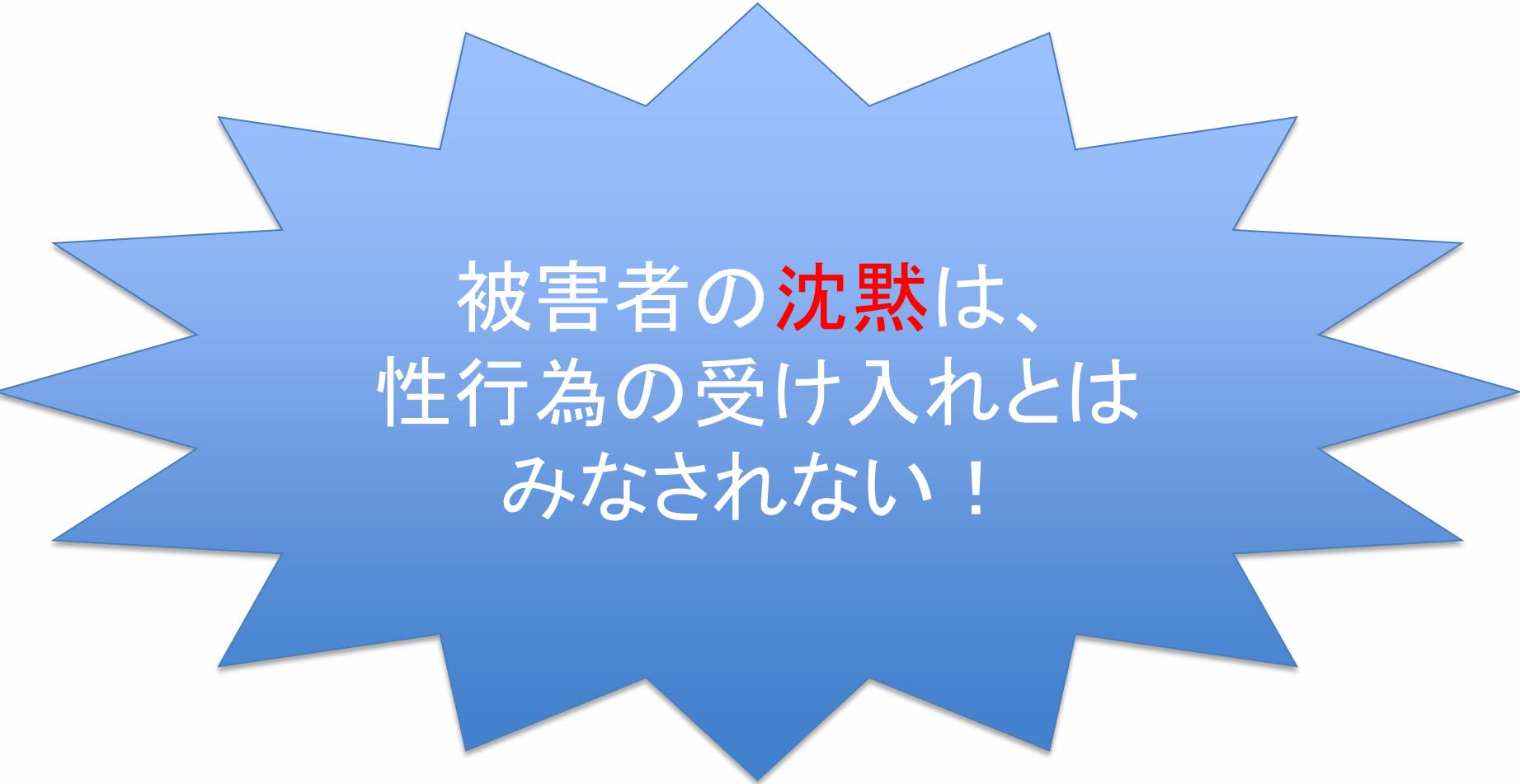
- 性的な嫌がらせ。特に、職場などで行われる相手の意に反した性的・差別的な言動。
(明鏡国語辞典 第二版、2010)
- 性的欲求を追求するため、性的自由を侵害すること。
- セクハラする者の行為は、執拗かつ不当なものでなければならず、被害者はそれを歓迎しないものとみなすべきである。
- セクハラは、単純な「口説く」という行為と混同してはいけない。

セクハラの定義

- ・ セクハラ行為は、脅迫だけではなく、冗談、ジェスチャー、お世辞、メッセージなどにより、直接的または曖昧なやり方で起こる可能性がある。
- ・ **物理的接触**は必須条件ではない。
- ・ 休憩や社外でも行われる可能性がある。

セクハラの要件

- 性的な言葉や行為
- 相手の意思に反している
- 相手に不快感や不安を与える



被害者の**沈黙**は、
性行為の受け入れとは
みなされない！

セクハラの要件

性的な言葉や行為

客観的な指標が比較的はっきりしている

相手の意思に反する

相手の主観によるものが大きい

相手に不快感や不安を与える

セクハラの定義

性的な発言とは、

- 性的な冗談を言うこと
- 性的な事実関係を尋ねること
- 性的な情報を意図的に流布すること
など

セクハラの定義

性的な行動とは、

- 食事やデートに執拗に誘うこと
 - 性的な関係を強要すること
 - 必要なく体に触ること
 - わいせつな写真や絵を配布・掲示すること
- など

「対価型」と「環境型」のセクハラ

セクハラは、「対価型」と「環境型」に分類される。

「対価型」

セクハラの行為に反発すると、解雇や降格などの不利益を受ける

「環境型」

就業環境を著しく害する

対価型セクハラ

- 職場における立場・階級の上下関係と自身の権限を利用し、下位にある者に対する性的な言動や行為を行う(強要する)こと。
- 上司によって行われるセクハラは、1回だけであっても、犯罪とみなされる。

対価型セクハラの例

事務所内において事業主が労働者に対して性的な関係を要求するなどセクハラ行為を行い、拒否や抗議されたことにより、その労働者を解雇するか、又はその労働者を不利益な配置転換すること。

<例>

毎月生理の有無を聞いたり、尻を触ったり抱きついてきた会社代表に対し、相手女性が抗議したところ、解雇された。

環境型セクハラ

- 労働者の意に反する性的な言動により、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その労働者が就業する上で見過ごせない程度の支障が生じること。
- 被害者のパフォーマンスを傷つけたり、屈辱を与えたりする効果が特徴としてある。
- 性的欲求によるものではない場合がある。
- 知らず知らずのうちにセクハラに該当する行為をしてしまっていた、などという事例もある。

環境型セクハラの例

- 執拗に体を触る
- パソコンのスクリーンセーバーにヌード写真を貼りつける
- わいせつな写真が掲載されている雑誌や新聞をわざと見せつける
- 猥談をする。性的な内容の会話を聞かせる
- スリーサイズを聞く
- 恋人や配偶者とのセックスについて聞く
- 「まだ結婚しないの？」「まだ子供は作らないの？」「早くお嫁に行け」「女子社員は若い方がいい」「男らしくない」「じじい」「ばばあ」といった発言
- 露出の多い服装で出社する
- 同僚が取引先において「性的にふしだらである」等のうわさを流したため、その従業員が苦痛に感じ、その取引先に行くことができなくなった
- 食事やデート、交際への執拗な誘い
- 給湯室等にて上司が従業員に抱きついてきたため、出勤するのがつらくなつた

セクハラの処分

- 労働法分野では、セクハラを認める特別法はまだない。
- 法的空白に直面して、労働法の教義と法学は、職場におけるセクハラの概念、要件、制裁を構築し始めた。
- 法的には犯罪とはみなされない行為でも、職場でのセクハラとしてみなさることで、被害者への損害賠償の支払い、並びに加害が解雇またはその他の懲戒処分により処罰される判例がある。

トイレのカメラの例

- ・ アパレルメーカーがリオグランデ・ド・スルの労働裁判所により、女性トイレを隠しカメラによって撮影したことに対し、労働者に3万レアルを賠償するよう命じられた。
- ・ そのカメラは、管理者と監督者によってその場に置かれて、労働者の着替えをこっそり見ていた。

下着の例

- TSTは、下着のみでロッカールームの1ヶ所から別の場所へ歩かせることを強要した罪で、食品メーカーに元従業員に50万レアルの賠償金を支払うよう命じた。

性接待強要の例

- 銀行はTSTにより、性接待をしてでも銀行の目標を遵守しないといけないとマネージャーから命令された元従業員に、35千レアルの損害賠償を支払うよう命じられた。

モラハラ・セクハラの予防方法

法的措置

- 労働法の帰結に加えて、モラハラ・セクハラをする者には刑罰および民事罰が課せられる可能性がある。
- モラハラ・セクハラを犯した会社は、検察庁または組合によって提起された**公的民事訴訟**においても有罪になる可能性がある。
- **安全配慮義務違反**の原則により、雇用者・管理者は加害者ではなくても、義務（労働者の生命・身体が害されないようにすべき義務）違反がある場合、**債務不履行責任**として民事損害賠償責任を負う。

モラハラ・セクハラの予防方法

- モラハラ・セクハラを受けている被害者のためのコミュニケーションの場や相談窓口を作り、告発者のプライバシーを保証する、嫌がらせ行為の判断基準、制裁の明確なルールを作成する
- 内部の事故防止にモラハラ・セクハラの問題を含める
- 訓練、講義、一般コースに科目を挿入する
- 人事担当役員だけでなく、モラハラ・セクハラを意識しながら管理職を遂行する人材を育成する
- モラハラ・セクハラに関する行動規範を調査し、処罰の方法を提供するなど、社内の規則に含める

abe

ABE, ROCHA NETO, TAPARELLI E GARCEZ
ADVOCADOS

São Paulo 

Av. Brigadeiro Faria Lima, 1663 , 11º andar
São Paulo - SP - Brasil
CEP 01452-001
Tel: +55 11 3512.1300

 www.abe.adv.br